【沖縄県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
を伝える目的で「数十年に一度」等の表現による注意喚起が必要と思われます。 しかし、防災関係機関については、危険性に関する共通認識がより具体的に得られるよう、基準を定量的に定めた上で、運用されることが必要と思われます。 とりわけ、沖縄県においては、台風の常襲地域であることから「暴風」特別警報の発表基準を「風速50m/s以上」と	注意報・警報の発表基準は、過去の災害とそのときの気象状況との関連を地域ごとに調査・分析したのち、地元防災機関との調整を経て決定しています。特別警報については、数十年に一度程度発生する現象を対象としているため、調査・分析の対象となる災害事例が少なく、同様な手法で検討を行うことはできません。このため、定量的な基準を決めることは困難であることから、定性的な表現にならざるを得ないことをご理解ください。とはいえ、特別警報の運用にあたっては、全国的な視点で過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、原則として、これらの実況及び予想に基づいて特別警報発表の判断を行うこととしています。今般、定量的な値を示してほしいといった要望も多くいただいたことから、この「数十年に一度」の現象に相当する指標を、7月31日に気象庁ホームページに掲載しました。